地球温暖化対策計画書制度の見直しについて【概要】

1 経緯

- ・本制度は、事業者による温室効果ガスの削減を促すため、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対し、排出抑制のための計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付けた制度であるが、制度施行後7年を経過し、制度の実効性を高めるべき諸課題が生じている。
- ・ この間、地球温暖化対策の推進に関する法律において、「温室効果ガス排出量の報告制度」等が追加され、また、他自治体での取組も進展している。
- これらのことより、制度の見直しが求められている。

2 本制度の概要

根拠 県民の生活環境の保全等に関する条例第 73 条~第 75 条,第 102 条,第 104 条

対象 原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kl 以上の工場等 (名古屋市内を除く。)(平成 22 年度現在:約 750 事業所)

規定 ① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出

- ② 事業者による計画書等公表の努力義務
- ③ 計画書等の未提出者への勧告
- ④ 必要な報告の徴取

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律の報告制度の概要

根拠 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2~第21条の10

対象 ① 原油換算エネルギー使用量合計が年間 1,500kl 以上の事業者

② 従業員数 21 人以上であり、かつ、エネルギー起源 CO_2 以外の温室効果ガスの種類ごとに、排出量合計が年間 3,000t- CO_2 以上の事業者 ほか 20 ンチャイズチェーン事業者を含む。

規定 ① 温室効果ガス排出量等の報告書の作成・提出

② 国による温室効果ガス排出量等の公表・開示

3 現状及び課題

- ・ 計画書提出事業所の温室効果ガス排出量は平均 2.7%減少
- ・ 温室効果ガスの排出量の捕捉率は、産業・業務部門全体では約74%捉えているものの、業務部門の捕捉率は約7%であり、更なる向上が必要
- ・ 計画書等の公表率は約3割、公表方法は様々であり、公表に係る対応が必要
- 県の計画書制度と国の報告制度の整合性の検討が必要

4 見直しの方向性

(1) 対象範囲の見直し

- ① 県内(名古屋市内を除く。)で、原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl 以上の事業者(フランチャイズチェーン事業者を含む。)を対象とする。こ の際、エネルギー使用量の合計に、自動車等のエネルギー使用分は含めない。
- ② エネルギー起源 CO_2 以外の温室効果ガスは、従業員数 21 人以上であり、かつ、温室効果ガスの種類ごとに県内(名古屋市内を除く。)での排出量合計が年間 3,000t- CO_2 以上の事業者(フランチャイズチェーン事業者を含む。)を対象とする。
- ③ 国・地方公共団体を対象とする。

【参考】フランチャイズチェーン事業者とは

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の 販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営の指導を行う事業者

(2) 届出情報の公表規定の見直し

○ 事業者による公表努力規定に加えて、県による公表規定を追加する。

【留意事項】

個人情報や経営に重大な影響を与える情報については、公表内容より除外を検討する必要がある。

(3) 届出方法の見直し

- ① 届出を様式化する。
- ② 電子届出を採用する。

5 その他

○ 県による積極的な技術支援等を進める。

【実績】

- ・ 省エネに関する専門家の派遣指導
- ・ 中小企業の省エネ推進に係る人材育成
- ・ 業界団体連携による中小零細企業の取組推進
- ・ 省エネ手引書による取組促進

【参考:他自治体の状況】

- ・ 37 自治体で計画書制度を実施(H20 法改正以降の施行は 21 自治体)
- 届出単位は、事業者単位は20自治体、事業所単位は17自治体 (H20法改正以降では、事業者単位16自治体、事業所単位5自治体)
- ・ 自治体による公表規定は、28 自治体であり